

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第13号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

| 改正前           |    |  | 改正後           |    |   |
|---------------|----|--|---------------|----|---|
| 別表（第2条、第3条関係） |    |  | 別表（第2条、第3条関係） |    |   |
| 組 織           |    | 職 員  | 組 織           |    | 職 員   |
| [略]           |    |  | [略]           |    |   |
| 知事事務部局        | 本庁 | 企画理事 会計管理者 部長<br>技監 副部長 局長 担当技監<br>企画室の室長 <u>首席政策監</u><br><u>交通政策参事 地域振興支援室</u><br><u>長 産業廃棄物不法投棄緊急特</u><br><u>別対策室長 医師支援推進室長</u><br>雇用対策・労働室長 競馬改<br>革推進室長 <u>総務室長 総合防</u><br><u>災室長 総括課長 政策調査監</u><br>総務事務センター所長 課長<br>及び担当課長（部、局、室又は<br><u>課内の人事、給与又は服務に関</u><br><u>する事務を総括する者に限る。</u><br>） <u>法務私学課長 給与人事担</u><br><u>当課長 組織行革担当課長 調</u><br><u>査担当課長 予算担当課長 管</u><br><u>財課の管理担当課長 職員福祉</u><br><u>担当課長 指導審査課長 主任</u><br><u>主査及び主査（部及び局の主管</u><br><u>室課等において人事、給与又は</u><br><u>服務に関する事務を担当する者</u><br><u>に限る。） 総合政策部の主任</u><br><u>主査及び主査（政策調査に関す</u><br><u>る事務を担当する者に限る。）</u><br>秘書課の主任主査及び主査（<br>秘書の事務を担当する者に限<br>る。） <u>総務室の主任主査及び主</u><br><u>査（法務に関する事務を担当す</u><br><u>る者に限る。）</u> 人事課の給与 | 知事事務部局        | 本庁 | 企画理事 会計管理者 部長__<br><u>秘書広報室長 技監 副部長</u><br>局長 担当技監 企画室の室長<br><u>首席調査監 総務室長 総合</u><br><u>防災室長 政策推進室長 地域</u><br><u>振興室長 産業廃棄物不法投棄</u><br><u>緊急特別対策室長 医師支援推</u><br><u>進室長 雇用対策・労働室長</u><br><u>競馬改革推進室長 総括課長</u><br><u>調査監 総務事務センター所長</u><br><u>出納指導監 課長及び担当課</u><br><u>長（部局等若しくは出納局又は</u><br><u>室課等の人事、給与又は服務に</u><br><u>関する事務を総括する者に限る</u><br>。） 給与人事担当課長 組織<br>行革担当課長 調査担当課長<br>予算担当課長 管財課の管理担<br>当課長 職員福祉担当課長 指<br>導審査課長 主任主査及び主査<br>（ <u>部局等又は出納局の主管室課</u><br><u>等において人事、給与又は服務</u><br><u>に関する事務を担当する者に限</u><br><u>る。）</u> <u>秘書広報室の主任主査</u><br><u>及び主査（調査に関する事務を</u><br><u>担当する者に限る。）</u> 秘書課<br>の主任主査及び主査（秘書の事<br>務を担当する者に限る。） 人<br>事課の給与人事又は組織行革に<br>関する事務を担当する主任主査 |

人事又は組織行革に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長

|                  |              |  |
|------------------|--------------|--|
| 出<br>先<br>機<br>関 | 広域振興局        | 局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 総務課長   |
|                  | 広域振興局総合支局    | 総合支局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 センター所長  |
|                  | 地方振興局        | 局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 出張所長（岩手に限る。） ダム建設事務所長 土木事務所長 林務事務所長 企画総務部の管理主幹及び総務課長 |
|                  | [略]          |  |
|                  | 社陵学園         | [略]  |
|                  | 工業技術集積支援センター | [略]  |
|                  | [略]          |  |
|                  | 花巻空港事務所      | [略]  |
|                  | 東京事務所        | 所長 部長  |
|                  | 大阪事務所        | 所長   |
|                  | 北海道事務所       | 所長   |
|                  | 名古屋事務所       | 所長   |

及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 法務学事課の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長

|                  |              |  |
|------------------|--------------|--|
| 出<br>先<br>機<br>関 | 広域振興局        | 局長 副局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 <u>管理主幹 センター所長 ダム建設事務所長</u> 総務課長 |
|                  | 東京事務所        | 所長 部長  |
|                  | 消防学校         | 校長   |
|                  | [略]          |  |
|                  | 社陵学園         | [略]  |
|                  | 大阪事務所        | 所長   |
|                  | 北海道事務所       | 所長   |
|                  | 名古屋事務所       | 所長   |
|                  | 福岡事務所        | 所長   |
|                  | 工業技術集積支援センター | [略]  |
|                  | [略]          |  |
|                  | 花巻空港事務所      | [略]  |

|                    |              |           |     |  |  |  |
|--------------------|--------------|-----------|-----|--|--|--|
|                    | <u>福岡事務所</u> | <u>所長</u> |     |  |  |  |
|                    | <u>消防学校</u>  | <u>校長</u> |     |  |  |  |
| [略]                |              |           | [略] |  |  |  |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 |              |           |     |  |  |  |

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。